

燕市精神障がい者医療費助成のあらまし

助成の対象者

次の要件を全て満たす方が対象となります。

- ① 障がい者※1、障がい者の保護者及び障がい者の属する世帯の世帯主の方で燕市に住所を有している方
- ② 医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療保険、社会保険等）各法の規定による被保険者又はその被扶養者の方
- ③ 次の（１）～（５）のいずれにも該当しない方
 - （１）生活保護法の規定による保護を受けている世帯の方
 - （２）老人の医療費助成を受けることができる方
 - （３）重度心身障がい者医療費助成を受けることができる方
 - （４）ひとり親家庭等の医療費助成を受けることができる方
 - （５）子ども医療費助成を受けることができる方
- ④ 【通院のみ】自立支援医療（精神通院）の受給を受けている方

※1 障がい者とは⇒・統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存的障がい、精神物質、その他の精神疾患を有する方。（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条）
・精神障害者保健福祉手帳を所持している方

助成の内容

精神障がいに係る保険診療分の医療費（入院・通院・薬局・訪問看護）が助成対象となります。



【入院】【通院】【薬局】【訪問看護】

受給者証を交付した日から、助成対象となります。

《助成対象となる金額》

医療機関等の窓口でのお支払金額（精神障がいに係る医療費のうち保険適用分のみ）から、附加給付、高額療養費等の金額を差し引いた残りの金額について下記の内容で助成額を決定します。

【入院】

助成対象となる金額の 2/3 の金額を助成します。（助成上限額 3万円）

【通院】【薬局】【訪問看護】

自立支援医療（精神通院）適用後の金額の 1/2 の金額を助成します。

助成を受けるには

① 受給者証の交付申請をします。

◇手続きに必要なもの（下記の全てをお持ちください）

- ・申請書（ホームページからダウンロードするか、窓口を用意してあります。）
- ・本人の健康保険証 ・印鑑（認印）
- ・預金通帳（本人・保護者・世帯主いずれかのもの）
- ・本人の個人番号カードもしくは番号通知カードと身分証明書（免許証・パスポート等）
- ・医師の診断書又は精神障害者保健福祉手帳

※自立支援医療（精神通院）を受ける方（または受けている方）は申請書の同意書欄に記入・押印で診断書の添付を省略することができます。



② 「精神障がい者受給者証」の交付

認定されると申請後、概ね1週間位で申請書の住所に郵送致します。

《送付内容》

- ・精神障がい者受給者証
- ・精神障がい者医療費交付申請書、書き方の見本
※裏面【医療費助成の申請】で使用する用紙です。

医療費助成の申請

●医療機関を受診したとき、『精神障がい者医療費交付申請書』の受領書欄に証明を受けた後、市の窓口へ提出してください。

※病院・薬局それぞれに証明してもらいます。

※申請書には、1ヶ月分の受診をまとめて証明してもらいます。

(複数回受診する場合)

※申請書は、医療を受けた月の末日から6ヶ月以内に提出してください。

①医療機関で受診(月初め)

- ・医療保険証 ・受給者証
- ・精神障がい者医療費交付申請書
(住所・氏名を記入したもの)



②医療機関で支払

- ・領収書の受取り
 - ・精神障がい者医療費交付申請書の受取
- ※病院・薬局それぞれから受領書欄に前月1か月分の証明を受けたもの



④助成金の振込

指定された口座へ振り込まれます。

- ◆振込は診療月の3~6ヶ月後の月末です。
(高額療養費や附加給付金の調査があるときは、振込みが遅れる場合があります。)



③市役所窓口へ提出

※開庁時間内(8時30分~17時15分まで)
に提出をお願いします。(郵送も可能)

- ・精神障がい者医療費交付申請書
- ①・医療機関からの証明はありますか?
→証明がない場合、領収書はお持ちですか?
- ・住所、氏名等は記入してありますか?
- ・印鑑(認印)は押してありますか?



こんな時は届出を

次に該当する場合は、市役所の窓口へ届出してください。

- ・氏名、住所が変更になったとき
- ・医療保険証が変更になったとき
- ・振込口座が変更になったとき
- ・その他該当要件に変更が生じたとき
- ・市外へ転出するとき
- ・生活保護を受けるようになったとき
- ・死亡したとき

◎申請内容に変更が生じた場合は、お早めにお手続きをお願いします。

申請先及び問い合わせ先

〒959-0295 燕市吉田西太田1934番地
燕市役所 保険年金課 年金医療係(1階11番~13番窓口)
TEL0256-77-8133(直通)

◎ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

